

令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務
に係る仕様書

1. 件名

令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務

2. 業務の目的

水銀に関する水俣条約の担保法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（平成27年法律第42号。以下「法」という。）が平成29年8月16日に施行された。法で位置付けられる特定水銀使用製品（水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なもの）の製造及び部品としての他の製品製造への使用は、一部が平成30年1月1日から先行して禁止されたほか、輸出入についても同様の措置が開始されている。我が国における特定水銀使用製品の水銀含有量基準は条約上の規定よりも一部厳しく、或いは特定水銀使用製品の規制開始日は前倒しにしているものがある。このため、国内での製造規制の遵守に加え、輸入される水銀使用製品における規制遵守状況の確認体制を整備しておく必要がある。

また、これらの措置については、法第3条に基づく「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」（平成29年10月16日告示）において、「施行後5年を経過した場合における法の施行の状況に検討を加えるため、我が国で流通する水銀使用製品の試買調査の結果を踏まえ、法に基づく水銀使用製品に関する措置の見直し等を行う」こととされている。

本業務では、過年度業務^{注1}の成果を踏まえつつ、特定水銀使用製品の製造等規制の遵守状況の確認と、水銀使用製品に関する措置及び関連のガイドラインの見直しに資する情報収集を目的として、試買調査及びヒアリング調査等を有機的に組み合わせた流通実態調査を実施し、法に基づく措置の見直しに資する検討等を行うこととする。

注1）過年度業務：平成30年度水銀等の管理に関する内外の動向、技術的事項及び国内対応策の検討に係る調査業務及び令和元年度水銀等の管理に関する内外の動向及び国内対応策の検討に係る調査業務、平成27～29年度及び令和元年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務、平成26年度国内外における水銀添加製品の組込み実態に関する調査業務

3. 業務の内容

(1) 電池の流通実態調査

電池単体及び電池の組込製品の販売チャネルごとの水銀含有製品の市場規模や分析手法等、令和2年度調査を実施するに当たって必要な情報を入手することを目的として、ヒアリング調査を行う。電池の流通実態に関するヒアリング調査の対象は、電池単体及び組込製品の製造・輸入に係る事業者及び有識者等（4名程度。都内を想定。）とし、1名当たり1回2時間程度とする。また分析手法に関するヒアリング調査を事業者及び有識者等（2名程度。うち1名は流通実態に関するヒアリング調査対象と同一の者を想定、1名は国立環境研究所職員を想定。）に対して行い、

1名あたり1回1時間程度とする。事業者及び有識者等の選定は、環境省担当官との協議の上で行うこと。ヒアリングに協力いただいた事業者及び有識者等（国立環境研究所職員を除く）には1時間あたり7,900円の謝金を支払うこと。

電池単体及び電池の組込製品を収集し、入手時の水銀使用に関する情報提供の方法、製品の製造国地域・製造事業者、組込製品については、組み込まれた電池の製造国地域・製造事業者、水銀使用に関する表示の有無等を確認し、整理した上で、水銀含有量分析を行う。対象製品と収集数は、表1の内容を想定する。電池単体については、過年度調査において特に多くの製品で水銀含有が確認された海外メーカー及びPrivate Brand（PB）が製造したアルカリボタン電池を優先的な対象製品とする。また、過年度調査において比較的高い水銀含有量が確認された海外メーカー及びPBが製造した酸化銀電池及び空気亜鉛電池についても対象とする。試買チャネルは、過年度調査を踏まえ、インターネット通販サイトや100円ショップなどを中心とし、過年度調査からそれぞれ2社ずつ増やしてインターネット通販サイト7社、100円ショップ5社程度を想定する。電池の組込製品については、外観からアルカリボタン電池が組み込まれていることが分かる組込製品、及び、組み込まれた電池の種類が不明の組込製品を対象とする。試買チャネルは、インターネット通販サイトや100円ショップに加え、流通実態の明確でない中古品販売サイトや出店等とする。なお、試買チャネルは、状況に応じて柔軟に変更するものとする。

表1：電池の試買対象製品と収集数

製品	収集数
アルカリボタン電池（水銀含有の有無が記載されていないものを含む）	15種類程度
酸化銀電池及び空気亜鉛電池	15種類程度（流通を確認した製品については可能な限り多く購入）
アルカリボタン電池の組込製品（組込電池の種類が外観から分かるもの）	30種類程度
組み込まれた電池の種類が不明の組込製品	10種類程度

水銀含有量の分析手法としては、国際電池標準会議において一次電池に関する新たな環境規格であるIEC60086-6を用いる。検体数は、原則としてN=1とする。また、別途電池単体10種類（アルカリボタン電池、酸化銀電池及び空気亜鉛電池を含む）を収集し、平成30年度調査で実施した底質調査法とIEC60086-6の両手法による分析を行い、分析手法について検討する。分析手法の検討については、検体数を原則としてN=3とする。なお分析手法の検討のために実施した電池の水銀含有量分析結果は、試買・分析調査結果に含めること。また、水銀含有量の分析手法について、過年度調査の成果を踏まえ環境省担当官と相談の上決定するほか、必要に応じて業界団体や関係事業者に分析の指導を受けることとする。なお、水銀含有量の分析（分析手法検討のための分析を含む）は、環境省の承諾のうえ、外注しても差し支えない。

(2) ランプの流通実態調査

技術的・科学的に代替が困難とされる特殊用・産業用 HID ランプ、低圧水銀ランプの水銀使用の実態及び今後のニーズ予測について、ヒアリング調査を行う。ランプの流通実態に関するヒアリング調査の対象は、事業者及び有識者等（4名程度。都内を想定。）とし、1名当たり1回2時間程度とする。また分析手法に関するヒアリング調査を事業者及び有識者等（2名程度。うち1名は都内を想定、1名は国立環境研究所職員を想定。）に対して行い、1名あたり1回1時間程度とする。事業者及び有識者等の選定は、環境省担当官と協議の上で行うこと。ヒアリングに協力いただいた事業者及び有識者等（国立環境研究所職員を除く）には、1時間当たり7,900円の謝金を支払うこと。

プロジェクター及びプロジェクターランプについて、水銀の使用実態の把握、今後のニーズ予測、使用年数および交換目安の把握等を目的としてアンケート調査を行う。調査対象は、プロジェクターの使用者（大学、研究機関等）とし、100名程度を想定。使用者の選定、調査手法及び調査内容については、環境省担当官と協議の上で決定すること。

プロジェクターランプ、プロジェクター及びランプの組込製品を収集し、入手時の水銀使用に関する情報提供の方法、製品の製造国地域・製造事業者、組み込まれたランプの製造国地域・製造事業者（組込製品の場合）、水銀使用に関する表示の有無（組み込まれた状態及びランプ本体において情報提供がなされているか）等を確認し、整理した上で、水銀含有量分析を行う。対象製品と収集数は、表2の内容を想定する。プロジェクターランプ及びプロジェクターについては、中古品の購入を想定する。ランプの組込製品は、海外メーカーの製品及びPB製品が入手しやすいチャネル（インターネット通販、100円ショップ）を中心に購入する。また対象とするランプの選択方法については、流通実態を整理した上で、環境省担当官と相談の上決定する。また、水銀含有量の分析手法についても、過年度調査の成果を踏まえ環境省担当官と相談の上で決定するほか、必要に応じて業界団体や関係事業者に分析の指導を受けることとする。なお、水銀含有量の分析は、環境省の承諾の上、外注しても差し支えない。

表2：ランプの試買対象製品と収集数

製品	収集数
プロジェクターランプ（超高圧水銀）	5種類程度
プロジェクター	5種類程度
環形蛍光ランプの組込製品	5種類程度
環形蛍光ランプ以外の一般照明用蛍光ランプの組込製品	5種類程度

(3) 化粧品（美白クリーム）の流通実態調査

海外メーカーが製造した可能性のある美白クリームであって、日本製とされる製品、及び、製造国は不明であるが商品名に日本の名が使用されている製品を中心に、美白クリームの日本における流通実態、水銀含有量分析手法、その他令和2年度調査を実施するに当たって必要な情報を入手することを目的として、ヒアリング調査を行う。化粧品の流通実態に関するヒアリング調査の対象は、化粧品の製造・輸入に係る事業者及び有識者等（2名程度。都内を想定。）とし、1名

当たり1回2時間程度とする。また分析手法に関するヒアリング調査を事業者及び有識者等（2名程度。1名は都内を想定、1名は流通実態に関するヒアリング調査対象と同一の者を想定。）に対して行い、1名あたり1回1時間程度とする。ヒアリングに協力いただいた事業者及び有識者等には、1時間当たり7,900円の謝金を支払うこと。

美白クリームを対象として製品を収集し、入手時の水銀使用に関する情報提供の方法、製品の製造国地域・製造事業者、水銀使用に関する表示の有無等を確認し、整理した上で水銀含有量分析を行う。対象製品の収集数は、20種類程度を想定する。海外メーカーが製造した可能性のある製品（日本製とされているもの、及び、製造国が不明であるが日本語の単語が商品名に使用されているものを含む）を中心に収集する。試買チャンネルは、WHOの報告^{注2}において水銀含有製品が流通しているとされるインターネット通販サイトを中心とする。また、水銀含有量の分析手法についても、環境省担当官と相談の上で決定するほか、必要に応じて業界団体や関係事業者等に分析の指導を受けることとする。なお、水銀含有量の分析は、環境省の承諾の上、外注しても差し支えない。

注2)

https://www.cdph.ca.gov/Programs/CCDPHP/DEODC/EHIB/CPE/CDPH%20Document%20Library/Word%20Creams%20Doc_FINAL_ADA.pdf

（4）結果の取りまとめ

本業務の調査結果に関しては、環境省の下で開催される「水銀汚染防止法施行に際しての技術的事項に関するワーキンググループ」やその他の検討会等に報告し、有識者により議論されることを想定するため、製品の流通実態、水銀含有量分析手法や結果、調査全体を通じた留意点等について分かりやすく取りまとめることとする。

上記及び報告書を作成する際には、個別の企業及び製品等が特定されないことがないようにデータを取りまとめること（別途、環境省には加工前のデータを提出すること。）。また、今後流通実態調査を行う場合の課題やその解決に向けて検討すべき内容、実施すべき調査について、特にサンプリング・分析手法等の点から取りまとめる。

（5）調査に使用した製品の処分

本調査のために収集、分析した製品等は、請負者の責任において適正な方法でリサイクル又は処分を実施すること。なお、製品等の処分は環境省の承諾のうえ、外注しても差し支えない。

4. 業務履行期限

令和3年3月26日（金）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書3部（A4判 100頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 10枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこ

と。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務報告書（「平成 30 年度及び令和元年度水銀等の管理に関する内外の動向、技術的事項及び国内対応策の検討に係る調査業務」、「平成 27～29 年度及び令和元年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務」、「平成 26 年度国内外における水銀添加製品の組込み実態に関する調査業務」等）を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。なお、来庁することができない場合には、メール等により電子媒体での提供にも対応するので申し出ること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

小塚（TEL：03-3581-3351（内線 6356））

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「「 」」→「' ’」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務
に関する提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1	仕様書3(1)の業務内容	仕様書3(1)の電池の試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。
	2.2	仕様書3(2)の業務内容	仕様書3(2)のランプの試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。
	2.3	仕様書3(3)の業務内容	仕様書3(3)の化粧品の試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。

	2.4 仕様書 3(4)の業務内容	仕様書 3(4)の結果の取りまとめを実施するに当たり、実施方針を記載するとともに、特に留意すべき点等があれば記載すること。
	2.5 追加的業務の提案	本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
3	業務の実施計画	仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4	業務の実施体制	
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の水銀対策に係る調査業務等の実績、水銀等の検査・分析に係る技術を持っていることの証明、主な手持ち業務の状況等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5	組織の実績	過去に類似業務（水銀対策に係る調査業務等）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マ

	ネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。（以下「若者雇用推進法」という。）（以下「若者雇用推進法」という。） ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行するものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。

4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。

書面により提出する場合、提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を5部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予定価格の範囲内であること。

②「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

※技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

※価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

①配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀 : 5点、

優 : 4点、

良 : 3点、

準良： 2点、
可： 1点、
不可： 0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

②基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

- 1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添4)

令和2年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務に関する
提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL/FAX :

E - m a i l :

令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務 に関する提案書

提案書作成責任者

(株)○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和2年度国内における水銀使用製品に関する流通実態調査等業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

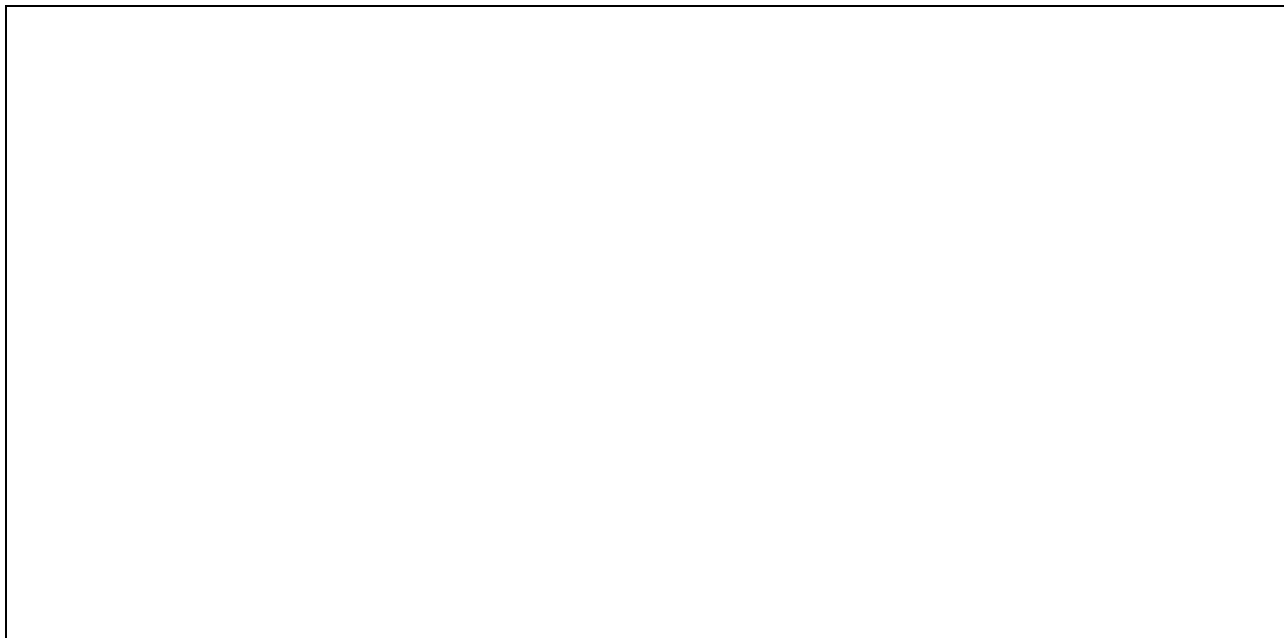
仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4版2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2. 1 仕様書 3(1)の業務内容

仕様書 3(1)の電池の試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。



(※) A 4 版 2 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 2 枚以内ずつとする。

2. 2 仕様書 3(2)の業務内容

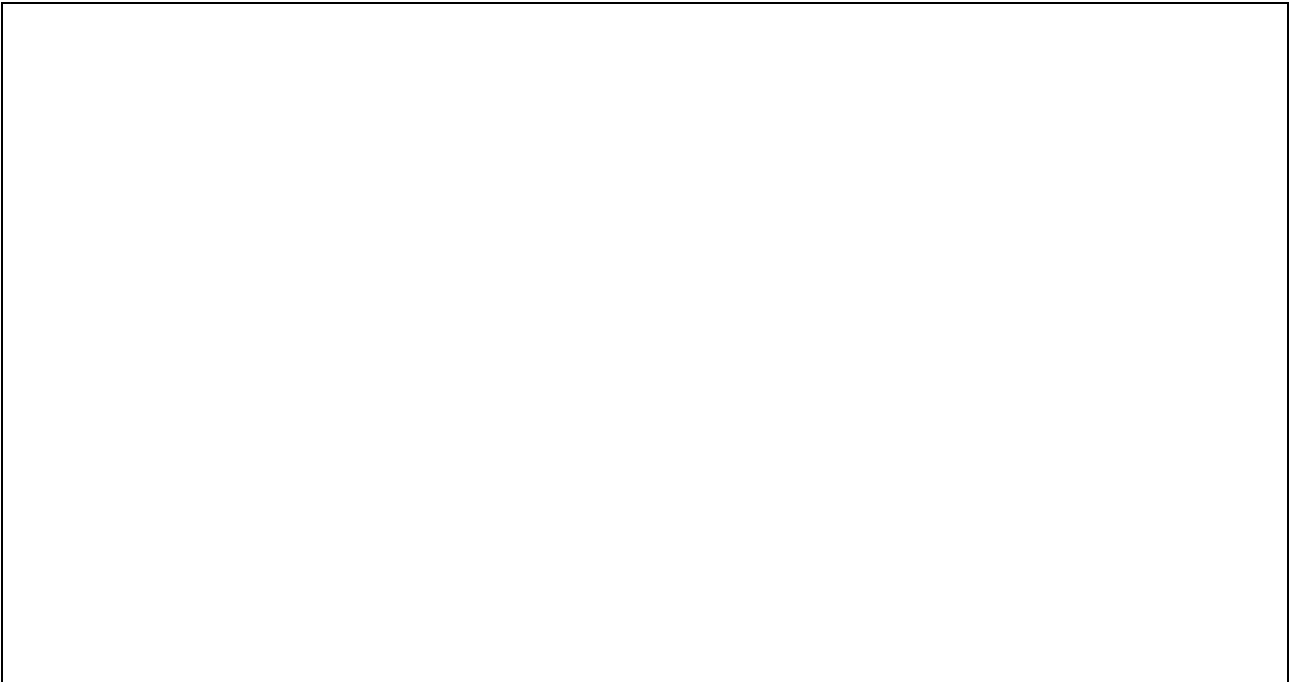
仕様書 3(2)のランプの試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。



(※) A 4 版 2 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 2 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 3(3)の業務内容

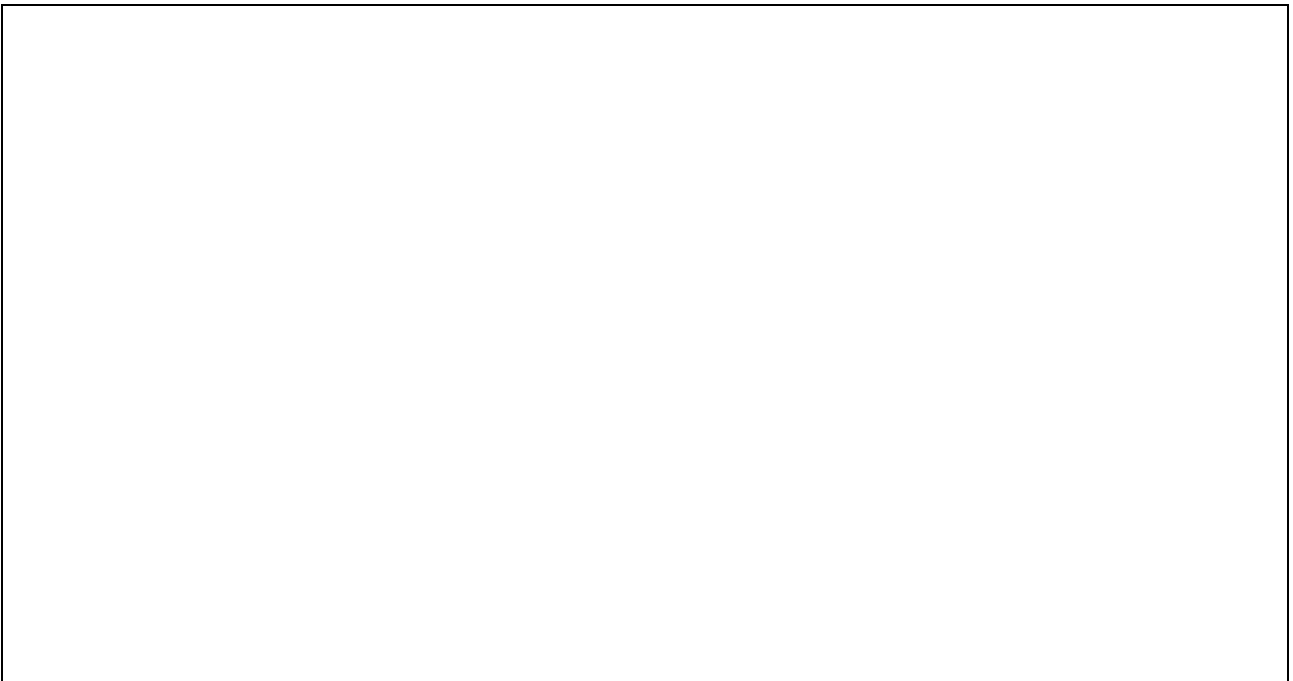
仕様書 3(3)の化粧品の試買調査を実施するに当たり、調査の手順（分析手法・スケジュール等を含む）、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。



(※) A 4 版 2 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 2 枚以内ずつとする。

2. 4 仕様書 3(4)の業務内容

仕様書 3(4)の結果の取りまとめを実施するに当たり、実施方針を記載するとともに、特に留意すべき点等があれば記載すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 5 追加的業務の提案

本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。

--

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

3. 業務の実施計画

仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

業務に従事する者の水銀対策に係る調査業務等の実績、水銀等の検査・分析に係る技術を持っていることの証明、主な手持ち業務の状況等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専門分野					
所有資格					
経歴（職歴／学位）					
所属学会					
類似業務の実績概要					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（ 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

過去に類似業務（水銀対策に係る調査業務等）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関) (名称・所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書の写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定の有無：
認定等の名称： (認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令

附則第2条第3項の経過措置により認定)のものであるか明記すること。

- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階(1～3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書(内閣府男女共同参画局長の押印があるもの)の写しを添付すること。

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	5	提案書が全体として仕様書を守っており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	—	—	—
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。	—	—
2 業務の実施方法											
	2.1	仕様書3(1)の業務内容	仕様書3(1)の電池の試買調査を実施するに当たり、調査の手順(ヒアリング調査、分析手法・スケジュール等を含む)、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。	必須	20	5	15	業務内容に合致している、具体的な試買製品及び水銀含有量の分析手法について提示されていること。	試買製品を選定するに当たって、過年度の業務を踏まえており、かつ現在の流通実態が加味されているか。また、具体的な試買調査のスケジュールが示されているか。	—	—
	2.2	仕様書3(2)の業務内容	仕様書3(2)のランプの試買調査を実施するに当たり、調査の手順(ヒアリング調査、分析手法・スケジュール等を含む)、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。	必須	20	5	15	業務内容に合致している、具体的な試買製品及び水銀含有量の分析手法について提示されていること。	試買製品を選定するに当たって、過年度の業務を踏まえており、かつ現在の流通実態が加味されているか。また、具体的な試買調査のスケジュールが示されているか。	—	—
	2.3	仕様書3(3)の業務内容	仕様書3(3)の化粧品等の試買調査を実施するに当たり、調査の手順(ヒアリング調査、分析手法・スケジュール等を含む)、調査対象の選定方法、重点的に調査を実施すべき製品等、具体的な調査方法を記載すること。	必須	20	5	15	業務内容に合致している、具体的な試買製品及び水銀含有量の分析手法について提示されていること。	試買製品を選定するに当たって、過年度の業務を踏まえており、かつ現在の流通実態が加味されているか。また、具体的な試買調査のスケジュールが示されているか。	—	—
	2.4	仕様書3(4)の業務内容	仕様書3(4)の結果の取りまとめを実施するに当たり、実施方針を記載するとともに、特に留意すべき点等があれば記載すること。	必須	20	5	15	調査結果を取りまとめるに当たり、議論が想定されるポイントについて整理ができていないこと。	過去に開催された会合等での議論を踏まえて、取りまとめに当たって留意すべき点が示されているか。また、随時情報に当たってデータを取り扱うことを前提とし、整理の仕方について方針が提案されているか。	—	—
	2.5	追加的業務の提案	本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	—	5	—	提案された内容が具体的にあり、業務目的を達成する上で必要かつ適切なものであるか。新規性・創造性があるか。	—	—
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	5	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	—	—	—
4 業務の実施体制											
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	40	10	30	適切な役割分担等により、業務の遂行に必要な体制が構築されていること。 業務の実施に必要な人員が確保されていること。	効果的・効率的な人員配置・協力体制が構築されているか。	—	—
	4.2	従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の水銀対策に係る調査業務等の実績、水銀等の検査・分析に係る技術を持っていることの証明、主な手持ち業務の状況等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	—	20	—	主たる担当者が、これまでに水銀対策に係る調査業務の実績があるか、水銀等の検査・分析に係る技術を持っていることの証明等を有しているか。これらのうちひとつでもある場合は4点とし、主たる担当者以外の従事者を各それ以上の件数や内容に応じて加点する。	—	—
				必須	5	5	5	従事者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	—	—	—
5	組織の実績		過去に類似業務(水銀対策に係る調査業務等)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	20	—	20	—	組織として、これまでに水銀対策に係る調査業務等を請け負ったことがあるか。ある場合は4点とし、それ以上の件数や概要に応じて加点する。	—	—
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。))において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中ではないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	—	5	—	本社等において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば4点(5点)。	—	—
7	組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若年雇用促進法」という。))に基づく認定等(プラチナくるみん認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースメール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	—	5	—	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナくるみん認定、えるぼし認定等) ・プラチナくるみん認定 ※1) 5点 ・えるぼし1段階目 ※2) 4点 ・えるぼし2段階目 ※2) 3点 ・えるぼし1段階目 ※2) 2点 ・行動計画 ※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定) 若年雇用推進法に基づく認定(ユースメール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	—	—
					技術点小計	200	50	150	加点合計		
					価格点	100			基礎点		50
					総計	300			価格点		
									総合評価点		

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等